

議事要旨(4) 引当金専門委員会における検討状況について

冒頭、逆瀬副委員長（専門委員長）より IASB の最近の動向及び引当金専門委員会における検討状況の概要について資料に基づき説明がなされた。続いて、荻原主任研究員より引当金専門委員会において検討された IAS 第 37 号再公開草案に対するコメント案について資料に基づき説明がなされた。その後、次のような質疑応答が行われた。

- ・コメント案には違和感はないが、コメントを出せばよいということではなく、当該コメントが受け入れられなかった場合に、日本基準をどうするのが重要であり、IFRS とは異なる基準とするのか、あるいは、連結先行でコンバージェンスするのか等について多くの人が懸念しているという意見があった。これに対して事務局より、IAS 第 37 号の公開草案は米国や欧州からも賛同を得られていない状況と考えられ、最終基準の結果がどうなるかは分からないが、ASBJ もまずは日本の意見を発信することに注力すべきであり、最終基準後の対応は実際の基準内容に応じて別途検討していくことを考えている旨の回答があった。

- ・蓋然性要件の削除について、専門委員会では反対するコメントは必要ないという意見があったとのことだが、期待値方式は蓋然性要件とも関連があり、また、IASB により提案されている期待値による測定方法は作成者にとって実務上適用が困難であることから現行の IFRS より高品質な財務情報が提供されるとは考えられないため、2005 年公開草案に引き続き今回もコメントした方がよいという意見があった。これに対して事務局より、コメントは必要ないという専門委員がいたことに縛られる必要はなく、意見を踏まえ検討する旨の回答があった。

- ・サービスを引き受けることにより履行される債務について、測定にマージンを含めるべきではないと一般的に書いているが、製品保証等のサービスがあることを考慮し、「利益を目的としないサービス」のように限定的に書いておいた方が安全ではないかとする意見があった。これに対して事務局より、製品保証は内容的にはマージンを含めるが、コストでなく収益からの観点であり、また、収益認識プロジェクトで取り扱われるため負債プロジェクトの範囲には入ってこないが、意見を踏まえ検討する旨の回答があった。

以 上